

入札監理小委員会
第391回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 3 9 1 回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年11月10日（火） 17:16～18:34

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

- 産業財産権研究推進事業（特許庁）
- 登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業（特許庁）
- 商標審査前サーチレポート（商標の文字部に関する識別力等調査）作成事業（特許庁）
- 商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業（特許庁）

2. その他

<出席者>

（委 員）

古笛主査、清水専門委員、石村専門委員、石田専門委員

（特許庁）

総務部企画調査課 田名部知的財産活用企画調整官

総務部企画調査課人材育成係 山根係長

総務部会計課契約第三係 生方係長

（特許庁）

審査第一部意匠課 山田課長

審査第一部意匠課意匠審査機械化企画調整室 富永室長、濱本課長補佐

（特許庁）

審査業務部商標課 青木課長

審査業務部商標課機械化企画調整室 矢澤室長

審査業務部商標課審査支援管理班 木住野班長、小林班員

（事務局）

新田参事官、澤井参事官

○古笛主査 それでは、ただいまから第391回入札監理小委員会を開催します。

本日は、

- ①「産業財産権研究推進事業」
- ②「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」
- ③「商標審査前サーチレポート（商標の文字部の識別力等調査）作成事業」
- ④「商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業」

の実施要項（案）について審議を行います。

まず最初に、「産業財産権研究推進事業」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、特許庁総務部企画調査課田名部知的財産活用企画調整官より御説明をお願いいたしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○田名部調整官 ありがとうございます。特許庁の田名部でございます。

それでは、「産業財産権研究推進事業」の概要について御説明を差し上げます。

本事業の概要は、お手元のA-4の資料にポンチ絵でまとまっておりますけれども、産業財産権制度をめぐるグローバルな事業活動の展開に伴いまして、より複雑化・多様化・高度化する課題等について、将来を担う国内外の研究者の研究を支援するための事業でございます。そして、我が国、諸外国の産業財産権制度に精通した研究者の輩出、国内外の研究者間のネットワークの構築、我が国の適切な産業財産権制度の設計・構築・運用改善を推進することを目指しております。

本事業は、まず1年目に研究者の募集選定を行い、2年目に研究者による実際の研究を行わせ、3年目に研究者による研究報告の執筆・報告書の作成をさせる。このような流れの実質2年3か月のスパンでの事業でございます。

3つの事業をまとめて行う事業でございます。特別研究者事業については、我が国の若手研究者を国内の研究機関において研究に従事させる事業でございます。派遣研究者事業は、我が国の研究者を外国の研究機関に派遣して研究に従事させる事業でございます。招聘研究者事業は、外国の研究者を招聘して、国内の研究機関において研究に従事させる事業でございます。

ここまでの事業の概要でございます。続きまして、実施要項（案）の変更点について御説明をさせていただきます。資料A-2が実施要項（案）でございます。昨年度のものとの変更点について御説明を差し上げたいと思います。

最初の変更点ですけれども、3ページ目をご覧くださいと思います。3ページの上のほう、アの部分でございます。事業の1年目に研究者の募集を行うことになっておりますけれども、海外からの招聘事業において、3つ程度の対象外国研究機関を事業者が訪問の上、募集の広報を行う、そういった要件を追加いたしました。

この理由は、1つ目は、新規参入事業者が対象外国研究機関とのネットワークがない、そういった場合でも参入を躊躇しないように、外国の研究機関を訪問する機会を与えまし

て、新規参入を促すねらいでございます。2つ目は、本事業について、対象外国研究機関の事業についてさらに周知することができるということで、ネットワーク強化を期待しております。3つ目としては、招聘研究者をさらに増やすことができると期待しております。これが最初の変更点でございます。

続きまして、15ページをご覧ください。

15ページの4の(4)でございます。こちらは新規参入を促すために、入札の競争参加資格をAからDまで拡大するという変更点でございます。これに伴いまして、実施要項(案)の同じページに記載しておりますけれども、もし、D等級の者が入札してきた際には、本入札公告の調達案件と同等以上の仕様の役務を提供した実績を有することを証明する実績証明書を求めることによりまして、その参入者の実力を担保するということを同時に講じております。

それから、3つ目の変更点は16ページでございます。

こちらは5の(1)の入札スケジュールでございます。こちらについては、入札スケジュールを、昨年度と比べて10日程度さらに前倒しを行います。これによって、事業者にとっては事業が委託されることを早く決定することができますので、準備の期間をとることができますので、新規参入がしやすくなると考えております。

それから、次の変更点は24～27ページですが、こちらは従来の実施状況が1年分新しくなったというところで、その分の追記でございます。

それから、別添1の「提案書雛型」にも変更点がございますので、こちらについて御説明をさせていただきます。

「提案書雛型」の2ページ目で、外国の研究機関に対して広報するという要件をつけましたので、それに応じた形で、広報する外国の研究機関を提案していただく。そして、その選定理由を事業者に書いていただく。そういったことに伴う変更点でございます。さらに、評価項目を新規に追加いたしました。こちらの左側の【基礎点評価の基準】で、「招聘研究者を募集する対象機関」の次でございます。「及び事業者が訪問する外国の研究機関(案)」の部分を追加してございます。さらに、【加点評価の基準】の3つ目の「・」でございます。「招聘研究者募集の広報のために事業者が訪問する外国の研究機関(案)及び選定理由が記載されており、その提案が適切か」こういった基準で評価をしていくという変更点でございます。

続きまして、「提案書雛型」の変更点、13ページ目でございます。こちらについては、実施スケジュールが適切かという観点でございますけれども、こちらは以前、実施スケジュールを実行するための作業手順が適切かどうか。これは最高3点だったのですが、これを2点と変更しました。理由としては、スケジュールを立てる部分については、提案によって差がつきにくい部分でございますので、先ほど、広報をするところについて点数を設けましたので、その分、こちらで点数を小さくしているという趣旨でございます。

以上が実施要項(案)の変更箇所でございます。

それでは、続きまして、意見募集（パブリックコメント）の結果について御説明を差し上げます。お手元の資料のA-3をご覧くださいと思います。

この実施要項（案）について、平成27年9月9日から10月8日までの間、実施要項（案）についての意見募集を行いましたところ、2件の御意見が提出されました。

まず、番号1の1件目の御意見は、「寄せられた御意見の概要」に書いてございますけれども、要すれば、委託業者ではなく、特許庁が直接研究者と契約すべきというような御意見でございました。こちらに対しては、その右側に「御意見に対する考え方」の中で、私どもの考え方を説明してございます。

まず、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の第1条を引きまして、民間の創意と工夫が反映されるようにしているというところを御説明しております。本事業について、この研究者の育成を効率的に進めるというところで、民間の能力を活用する、そして、事業者選定に当たっては、一般競争入札を導入すると、そういったところで民間能力活用と行政効率の改善のメリットがあると考えております。

さらに、当事業では、研究者の応募については特許庁が例示し、また、研究者選定に当たっては、深い見識を有する有識者の方々による選考委員会によって、厳密に公平に審査をいたしますので、この受託事業者が恣意性を発揮するといったようなこともございません。このような考え方から、募集要項の変更はしないと、そのように考えております。

2件目の御意見ですけれども、番号2の左側の四角に入っている御意見が寄せられました。こちらについては、研究者の要件で「日本国籍を有する者」との記載では、我が国に帰化した元外国籍の者を含むために含まないように修正すべきという御意見と考えております。

こちらについて私どもの考え方ですけれども、本事業は我が国において産業財産権分野の研究を担う研究者を育成する目的で実施しております。さらに、その選考に際しましては、深い見識を有する有識者による選考委員会によって厳密に審査をいたします。したがって、本事業で選定された優秀な研究者であれば、相当程度の長期間にわたって、我が国における産業財産権分野の研究に貢献されることが期待されます。そういった考え方から、私どもとしては、この実施要項（案）は変更しないこととさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○石村専門委員 一番疑問なのが、一般競争入札方式を本当にとる意味があるのかなというふうにちょっと。というのは、1者でずっと入札されていると。説明会参加者数で3者が説明会に来ていただいたのは3回あるけれども、その後、結局、入札に参加していただけてないわけですね。

一番お聞きしたいのが、入札不参加の理由という形で資料をいただいて、書いてあるのが、結局、人材を確保できず、事業体制が整わないという、それではほぼ決まり切った理由があるのですけれども、これは入札参加後に、例えば説明会に来ていただいた3者、入札されている知財研以外の2者に対して、直接、なぜ入札されなかったのですかというのを聞いた結果、回答がこれだったのですか。

○田名部調整官 そのとおりでございます。

○石村専門委員 例えば採算がとれないとか、何か他の理由はないのですか。参加されない理由が本当のところは別にあるので、どうも入札されないのではないかなというふうに、この結果を見れば、本当の理由を聞いて、そこの部分が改善されない。改善されないまま競争入札しても、結果は1者入札になるので、入札をする意味が本当にあるのだろうかと思えてくるのですけれども、それは、例えば今回1者だったら、また、このまま同じようにやられる予定ですか。

○田名部調整官 聞き取った入札不参加の理由はこういったところですが、人材を確保できないというその説明の中には、人材を確保するには相当コストがかかるという、もしかしたらそういったお考えがあったのかもしれないけれども、ちょっとそこは明確には確認していないところでございます。

それから、さらに新規の参入を促すために工夫を続けておるのですけれども、入札の時期をなるべく早めることによって、例えば大学あるいは専門職大学院のようなところは、産業財産権分野の中で海外の研究機関とかそういったところ、あるいは国内外の研究機関とネットワークを構築し得るところに、いろいろアプローチしてまいりたいと思っておりますけれども、特に大学関係だと、4月から学期が始まりますので、なるべく早目にスタートができるように、そういった工夫をする必要があると考えまして、このような実施要項の改善をしているところでございます。

○石村専門委員 いろいろ御苦労があると思うので、いろいろ考えてやられているとは思いますが、結果としては、的が外れているのではないかと思わざるを得ない結果になっていると。本当の採算の部分なのか、あるいは、本当に人員の部分なのか。発注者が把握している「応募可能企業数」は20者以上と書いてあるので、本当に20者もあつたら、複数者参加していいのではないか。結果だけから申しますと、本当のところの理由を聞き出していない。本当のところ、要は、競争入札のポイントを外しているような感じがするので、その辺を再度検討していただけないかなと。そうしないと、これはずっと1者入札という形になると、競争入札する本当の意味があるのかなと誰もが思うのではないかと思いますので、その辺ちょっとお願いできないでしょうか。

○田名部調整官 御指摘ありがとうございます。

例えば採算が難しいということが仮に真の理由であるという場合は、その者が応札してきても、高い値段で入札してくるしかないということになりますので、結局、私ども、もちろん技術点を勘案しますけれども、その条件が同じ場合は、高いところを選ぶことはで

きませんので、コストの面で躊躇しているところには、確かになかなか御参入いただけないのはある意味そのような状況かなと考えております。

20者以上というのは、主に大学あるいは大学院、例えば知的財産に関する学会がございまして、そういったところは可能性があるのではないかと考えておりますので、そういったところは研究に関するノウハウもあるのではないかと思いますので、引き続き、掘り起こしといいますか、さらにアプローチしてまいりたいと考えています。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○清水専門委員 この引き受けられている知的財産研究所は、どのくらいの規模の組織ですか。

○田名部調整官 答えします。

本事業に従事している人数は、25ページにあります7名ですけれども、もちろん、これ以外に職員がおりまして、今、正確な数字をこの場に持ち合わせていないのですけれども、大体その2倍～3倍程度の規模でございます。

○清水専門委員 ということは、そんなに物すごく大きい人数でというわけでもないのですね。

○田名部調整官 おっしゃるとおりでございます。

○清水専門委員 その業務をやられている人は、ある種、この中で固定化されているというか、ずっと何年間も継続されている方ですか。

○田名部調整官 基本的には、主に担当している方が事業を担当してからは、4年ぐらいは担当していただいています。

○清水専門委員 そうすると、競争入札を成立させようとする、そんなに大きな規模でもない、工夫次第では可能性はあると考えてもいいのですか。

○田名部調整官 そのように考えています。

○清水専門委員 それと、もう一つ確認したいのですけれども、落札率は22年に95%で、少しずつ下がって、25年で93%の落札率になって、26年に97%、27年98%と書いてあるのですけれども、これは予定価格か何かを少しいじられたとかそういうことですか。25年から26年に落札率が4%ぐらい上がっているのですけれども、この辺の分析は何かされていますか。

○生方係長 予定価格につきましては、過去の実績等も考慮して予定価格をつくっておりますので、実績に合わせていくと、どうしても落札率は高くなって、落札率としては上がっているような状況になっております。

○清水専門委員 要するに、予定価格を下げたということですか。予定価格を下げれば上がる可能性はありますね。その辺のところ、適正な価格が、1者であるので、それ以外の方法として、どんな形の契約の合理性みたいなものを担保するかという問題もあると思うのですよ。そうすると、金額が少しでも安い金額に落ちていくような、そういう努力がこういうところでされた結果というならば、それはそれなりに少し納得できるかなと

思います。

○生方係長 金額については、仕様の内容が若干変更になったりもしていますので、一概には毎年絶対下がっているとはちょっと言えないところもございます。

○清水専門委員 もちろんそっちのことを言っているつもりはないのですが、何かの工夫があられたのかどうかということをお聞きしただけです。結構です。

○石田専門委員 資料A-5の26年のところに、「民間参入の促進」で、「従来の実施状況に関する情報（経費、人員、施設・設備、目的達成の程度、実施方法等）を開示した」ということで、きょうお示しいただいている24ページの別紙1になると思うのですが、でも、数字が一本のような形で、情報が細かく開示されているようには見えないのですが、これはどうやって見たらいいのでしょうか。例えば、注記事項のところの25年度の人件費2,500万と事業費1億は、これを足しても25年度の数字にはならないですね。これはどういうふうに見ればいいのですかね。

さらに、人件費とあるのだったら、どうして上には人件費と書かないのかなとかですね。

○田名部調整官 この数字は、下のほうの人件費と事業費とを足し合わせて、それに一般管理費を加えたものが上に載っている数字という意味でございます。

○石田専門委員 でしたら、ここに注意書きにするのではなくて、上の表にもともと入れてしまえばいいのではないかと。人件費だったら人件費。先ほど、非常勤は倍ぐらいいらっしゃるといってお話でしたね。だったら、常勤は7人だけでも、非常勤が幾らでとかというふうにしたほうが、他者が参入しやすいために開示をしたというのであれば、もうちょっと丁寧にされたほうが。これだと、何がどうなっているのかよくわからない気がするのです。ただ開示して他者の方が入って来るかちょっとよくわからない部分があります。

○田名部調整官 御指摘ありがとうございます。

確かに、ここの表が余り親切ではないという御指摘を頂戴いたしまして、ここをより親切な形に改善をしてみたいと思います。

○石田専門委員 あと、「常勤」といったときに、この常勤の7人の人は専従でこの仕事だけをされているのですか。割ると、給与が360万ぐらいで随分安いかなという気がするのですが、この人たちはこれだけの仕事ですか。それとも、ここの落札者のほかの仕事もしながらこれをやっているということですか。

○山根係長 本事業は、3ヶ年事業を毎年度開始させる事業であり、例えば、平成25年度開始事業（平成25年度～平成27年度）、平成26年度開始事業（平成26年度～平成28年度）、平成27年度開始事業（平成27年度～平成29年度）の3事業の平成27年度分に同時に従事している人数です。うち2名については、本事業に専従であり、それ以外については、他の業務と兼務しているというふうに理解をしています。

○石田専門委員 はい。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か御確認すべき点はございますか。

○事務局 今、御指摘のございました別紙1につきましては、記載ぶりについて訂正いた
だいて、その内容を先生方に御確認をお願いしたいと思います。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での
審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)
の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたく思
いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(各委員了承)

○古笛主査 さっきの別紙の点も含めて、処理させていただきます。

ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知
らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(特許庁①退室・特許庁②入室)

○古笛主査 続きまして、「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事
業」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、特許庁審査第一部意匠課山田課長より御説明をお願
いいたしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○山田課長 それでは、説明を差し上げたいと思います。特許庁審査第一部意匠課の意匠
課長をしています山田と申します。よろしくお願いたします。

本事業の前に、意匠制度の概要、それから、事業の概要を簡単に御説明したいと思っ
ております。

意匠制度は、特許制度、実用新案、商標のうちの意匠制度でございまして、製品デザ
イン、形ですね、デザインされた製品の形を保護する制度でございまして、こちらについては、
特許と同じように、世界で一番新しいかどうか、専門的な用語ですと、新規性、それから、
創作非容易性と申しまして、デザインが簡単につくり出せないかどうかを見て判断して、
世界で一番新しい簡単につくり出せないものを登録査定させていただき、模倣から守るこ
とが一番の効果でございまして、最近ですと、ブランドの維持ということで、形を見ればど
この製品かわかるという効果もございまして、そうした効用がございまして、出願を見ま
すと、企業の方々にも御利用いただいております。この新規性、創作性というところを、過
去、我々のほうでは約900万件にわたりますカタログ、雑誌、新聞等から新製品と称してカ
タログを出されたものからデータベースを構築しております。併せて、1888年以来出願さ
れているもの、これらを全て参照させていただいて判断させていただいております。900
万件を突破している審査資料を、審査官は約半年で全てを目視し、それで判断させてい
ただいております。こうしますと、年々20万件ぐらゐのカタログ、雑誌、インターネット情報

から新しいデザイン製品を見て、新規性、創作性を判断していくことになるのですが、資料が増大になるにつれ、審査の期間が延びていくことになります。

これを防ぐための事業が本事業でございまして、登録させていただいた意匠に関して、大体半年から1年以内に製品が発表されます。そうしますと、カタログもしくは新聞、インターネットにそれが公表されていくことになります。しかしながら、製作された時期から約半年、1年たっておりますので、そのままそっくり出される実施品もございませけれども、一部金型とかを形を変えてつくりやすくすることによって、形を一部変えるもの、これを我々のほうではバリエーションとか類似意匠と呼んでいます。こうしたものが、登録された後、半年から1年後くらいにカタログ、雑誌に掲載されますので、これらを束ねておく、連ねておく事業が本事業でございまして。我々としては、出願されたものを登録するのが審査官にさせていただいていますが、それとは別に、公知資料、カタログ、雑誌、インターネット情報を収集しております。これらを全て見ていくのですが、その登録意匠と後に出ました実施製品のカタログ、雑誌、インターネット情報を連ねておくというのが本事業、実際のグルーピング事業。登録意匠と公知資料及び外国意匠公報のグルーピング事業と称しております。

もう一つ補足しておきますと、外国意匠公報については、例えばアメリカもしくはヨーロッパですと、我々の出願様式と若干異なっております。日本の場合には、正投影図法に基づく六面図（正面図・背面図・平面図・底面図・右側面図・左側面図）を提出していただいておりますが、アメリカもしくはヨーロッパの場合には、陰線を入れたような形で出願をしなければ認められないというところで、製品そのものは同じ、もしくはデザインそのものは同じですが、出願様式、図面が違うというところで、これらが一致しているものも束ねておくことによって審査効率を上げていくことをさせていただいております。

これによって審査効率が格段に上がっていくこととなりますので、この束ねておく、実際の登録意匠と公知資料を結びつけることによって、ファーストアクション、審査の結果を出すまでに半年というのを、ここ5年ぐらいつと維持させていただいている事業でございまして。この6カ月が非常に重要なキーポイントになりまして。出願から3ヶ月後に製品が発表されます。製品が発表されて、実際には3ヶ月後に模倣品が発生すると言われておりますので、おおむね6ヶ月で登録させていただくと、一番最初に模倣が出たものに警告をし、それで差し止めることができるというところで、模倣品を排除する効果が非常に高うございまして。ですので、我々としては、この6ヶ月を守るというところが、特許庁意匠審査部門の一つの大命題となっております。

これがおおむね事業の趣旨でございまして、実施要項（案）の1ページ目、2ページ目に当たるところがそちらでございまして。これらのうち、今度は事業の内容ですが、業務量としては、我が国には意匠登録出願おおよそ3万件から3万2,000件ぐらいの出願が年間でございます。これらのうち85～90%が登録になりますので、これらについて本作業をさせていただこうと思っております。登録になってからおおよそ半年後、1年後というところ

でカタログが出るというお話をさせていただきましたが、製品のライフサイクルは、最近はおおよそ1年から3年ぐらいになってございます。例えば自動車を思い浮かべていただきますと、マイナーチェンジ、ビッグマイナーチェンジは3年おきぐらいで、6年でフルモデルチェンジすると言われております。一方、パソコンとか様変わりが早いものについては、半年ぐらいというところがございますので、登録からおおよそ2年間分ぐらい後のものを全て結びつけておくことが重要です。それ以上は、3年、4年たったものをするとな作業効率がよくないというところがございますので、出願してからおおよそ2年間公知資料を結びつけておく事業が本事業でございます。

こうしたところで、事業の概要としては以上ですけれども、実際には、3種類に区別して納品していただいております。実際に出願して登録になったもの、これを実施製品としてそのままおつくりになっていた場合には実施品、それから、実際には、創作者もしくはデザイナーがつくったものを、例えばほかの方々に、メーカーで事業を実施している場合は、判断主体もしくは権利者が違う、これを「バリエーション」と呼んでおります。それから、先ほど申しました、金型を少し変えてつくりやすくするというので、登録になった意匠から若干形が変わっているもの、これを「類似」と我々は判断してございまして。これら3つに区分けして、公知資料を調べていただいて、納品していただく事業でございます。これらのところで、最後に「類似」となったものというところがちょっとコメントをいただいております。業者の方々には、「どこが違っているのか」というコメントを添えていただいております。それから、「バリエーション」は、権利者と違う者が販売していた場合には、その販売者が誰なのかということに記載して簡単に述べていただいております。

これらを納品する上で、今回、3年間事業をしてまいりましたけれども、入札におきまして、多数の事業者に入っていただきたいというところで少し緩めた部分がございます。これは、我々の審査は6カ月以内に審査を終えているというところがございます。このため、本事業については、年6回の納品と過去3年にはさせていただいております。2カ月おきに納品をしていただいたのですが、これを年4回の納品、ぎりぎり審査スケジュールを守れる、もしくは6月を守れるところで少し緩めさせていただいております。それが8ページに書いてございます。従来ですと、2月おきに納品だったものを、今回は4回の納品ということで3月おきに納品ということでございます。

こちらについては、新規参入業者が、いきなりこの事業を開始しますと言ってシステムをつくり、納品するまでに、一番最初2カ月しかないというのはちょっとハードルが高いところがございます。ですので、ある程度の準備をし、それで、納品できる体制を組むというところでは、我々の審査スタイルもしくは審査スケジュールをぎりぎり延ばせる3月おきの納品というところで今回緩和させていただいております。こうしますと、登録意匠を取り込み、公知資料のデータを取り込んで、それで判断していくというところで1カ月ぐらい猶予を今までよりは出てきますので、こちらで1つ参入がしやすくなるというところで考えてございます。

もう一つございます。今度は10ページ目ですけれども、こちらは、先ほど言いました、実際に登録になった意匠と、カタログ、雑誌、新聞情報に載っている製品が、実施物なのか、それともなければ判断主体が違う、主体者が違う、バリエーションなのか。もしくは類似する。特に類似する場合には、どこが違うのかというところを判断する責任者の方がいらっしゃるのですが、この方、おおよそ審査ではないのですけれども、意匠に精通した方というところが求められます。こうした方々を具体的には意匠の弁理士もしくは弁護士を務めておられる方が想定できるのですが、我が国の中で、大体6,000人ぐらいの弁理士がいらっしゃいますけれども、意匠を専属にされている方が非常に少のうございます。この方々をこの事業ですと拘束することが難しいというところがありますので、年4回の納品に変える。少し猶予を、1カ月ぐらい延ばすということ。

それから、このジョイントベンチャーを許して、1人の事業者が全ての専門家を雇ってやるのではなく、どなたかお組みになってやっていただくことを許すことによって、新規参入業者を増やそうと考えております。特に、意匠の弁理士が非常に少ないというところですが、繁忙期と閑散期がございますので、いろいろな方がいらっしゃる方が頭数をふやしてジョイントベンチャーをしていただけることによって、専門家の数を、事実上頭数を増やして、新規参入を増やしていこうというのが、今回の提案でございます。これによってさまざまな方が実際には参画いただけるものと考えてございますし、特許とか商標に強い方々におきましても、場合によっては、少し意匠の出願を手がけた専門家がいらっしゃった場合、そういう方々にもお声がけをし、ジョイントベンチャーで参入していただけるのではないかと考えてございます。これまでですと、意匠の専門家をどうしても多数抱えているところ、これだけになってしまいますが、今回、特許や意匠、商標までされている方も専門家として参画できるようになればと考えておりますので、この部分を少し緩和させていただいております。

それから、22ページ、最後になります。とは言いつつも、実際には意匠の弁理士が少ないのと、それから、専門の方々が少ないというところがございますので、特許庁による研修というところがございます。実際に落札決定後ですけれども、準備期間において、我々のほうで実際に審査をやっている専門家（実際の審査官）の方々から、落札業者の方もしくはその専門家の方々に、どこが特徴で、どういうふうに判断するのかというのは、求めに応じて研修をさせていただいて、その内容を高める。それだけではなくて、新規参入業者の方々が少しでも参入しやすいように工夫させていただいております。

非常に簡単ではございますけれども、御説明とさせていただきます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いします。

今回、2期目ということで、いろいろ御工夫はいただいたのですけれども、複数応札が期待できると、どうなのでしょうね。

○山田課長 まず準備期間、最初に落札された方の一番最初にシステムを準備し、それから、研修を行ってというところがハードルが高いというところで、今回の3年間の一番最初に、何者か説明会に来ていただいた方々が、落札後お伺いしたところ、「準備期間が足りないのです」というところが1つ御意見があったところでございます。

ですので、納品期間を2カ月から3カ月ぎりぎり延ばせるところまでさせていただいたので、説明会にお越しいただいた方々の御意見は1つ目ちょっと反映したのかなというところでございます。

それと、研修を積むというところで、先生方ももしかすると余り耳にしたことのない、意匠制度のセミナーは実際には全国で余りされておりませんので、実際の審査官の方々を投入して、実際に判断していただく方、それから、落札された方々に研修を行うことによって、これらをちょっとでも補うとなると、我々としては専門に少しなっていたきたいというところで緩和させていただいたので、これも有意な点かなと。今入っていただける一つの特典かなというふうには考えてございます。

○古笛主査 説明会は何者ぐらいの方がいらっしゃったのでしょうか。

○山田課長 説明会は5者来ていただいております。

○古笛主査 5者の方からそういった意見が出て、反映していただいているということで、ぜひ参加いただければと思います。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か御確認すべき点とかございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（各委員了承）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

（特許庁②退室、特許庁③入室）

○古笛主査 続きまして、「商標審査前サーチレポート（商標の文字部の識別力等調査）作成事業」及び「商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成事業」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、特許庁審査業務部商標課青木課長より御説明をお願いいたします。

なお、説明は20分程度でお願いいたします。

○青木課長 特許庁商標課長の青木でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

特許庁の商標課で、今回御議論いただく案件は2件ございまして、ただいま御紹介ありましたように、まず、「商標の文字部に関する識別力の調査」という事業について御説明いたします。

実施要項の、主に修正させていただいた部分を中心に御説明いたします。

まず、おさらいでございますけれども、どういった事業かということを中心に御紹介いたします。仕様書2ページでございます。

商標というのは、文字とか図形とか、あるいは立体的形状、そういったものを、自分の商品やサービスと他人の商品やサービスとを識別するために権利化して安定的に使うということで、特許庁に出願して審査を受けるものです。事業の概要のところを中心に御説明します。「文字からなる商標」について、これが例えば一般的な名称とか、あるいは、商品の品質を示す言葉とか、そういったものである場合には、これを特定の人の権利として独占権を与えるのは適切でない、ということで、「文字からなる商標」がどういった意味合いを持っているか、こういったものについて、まず審査をする必要がございます。その審査に当たりまして、年間12万件の出願が現在の相場ですけれども、多数ございますので、これを外注に任せまして、一般的な辞書や専門的な書籍、そういったものを調べていただき、これがどういった書籍のどこに書いてあるとか、そういったものを調べていただく。そういった事業でございます。

それについて、今回の実施要項（案）の主な修正部分について御説明いたします。

仕様書3ページの「実施体制」です。黄色でマーカーしている部分ですけれども、「平成29年1月4日以降は、商標登録出願（国内）の発注・提出物の媒体変更を予定している。」これは、特許庁で平成29年の年頭にシステムの更改をいたしますので、その更改に合わせた媒体の変更があるということを注記させていただいております。これが1点目であります。

2つ目の修正点は仕様書6ページにまいります。

事業者には、特許庁で、これを収集し調べてくださいという書籍、図書のリストを示させていただくのですけれども、「収集予定図書リスト」がございまして、これは別紙にリストが書いてございますが、2年目開始時及び3年目開始時に更新する。従来は、そういった更新はなかったのですけれども、いろいろな辞書類あるいは専門書類は、世の中の技術の進展や取引事情の変更が非常に多くございますので、年々歳々変わっているものを迅速に反映させる。これが審査をより適切なものにするという要請がございますので、これは2年目、3年目ごとに更新をしていただくということを入れさせていただきました。これはより適切な審査をするために必要ということで、書かせていただいております。

次は仕様書9ページにまいります。

ここは、「納入物及び提出物の作成」ですけれども、テキストデータについては、類別

資料においてマーキングした箇所や文献の書誌的事項をテキスト化して、CD-Rに格納するというので、これはどういうことを意味しているかという、引用する文献とか、その発行年月日、こういったものは商標の審査において引用しますが、審査官が通知する文書にコピーアンドペーストしやすくするというので、このデータのテキスト化を加えていただくことにより、より迅速な審査、それから、適切な引用文献の指摘と、そういったものをやりやすくするように、1つ加えさせていただきます。

次は仕様書11ページにまいります。

これは提出物についてですけれども、イ.ロ.ハ.のロ.で「国際商標登録出願」とございますが、これは出願を国内と国際に分けておりますけれども、外国から英語で来る出願がございまして、それについては、国内の出願とはシステム対応が異なっておったのですけれども、今般、システム更改との関係で、今までCD-Rの媒体で提出していたものを、紙媒体で提出すると、国内と同じような提出の仕組みにするという、システム対応に関係した変更であります。

仕様書(9)①のロ.のところも、国際出願に関して、システム更改の関係で、変更を加えております。

それから、イ.ロ.ハ.ニ.のニ.でございますが、これは事業実施マニュアルを事業者にとっていただくのですけれども、これは各年の2月末日までに特許庁へ納入する。従来は、事業開始年としておりましたけれども、各年でこの実施マニュアルを作って出していくことになると思います。

これは、実は今年の4月から商標制度の改正がございまして、新しいタイプの商標という、今までは文字とか図形とか立体形状だけが商標だったのですが、音とか色彩のみとかホログラムとか、そういった新しいものも商標として保護対象になりまして、そういったものの審査の基準とか運用について変更がございまして、そういったものも前提にした事業実施マニュアルの見直しをしていただく必要があるということで、これは各年で提出していただくことに変更させていただきます。

次は仕様書13ページになります。

仕様書13ページは入札参加資格に関する事項ですけれども、(7)で、入札参加グループでの入札を今般入れさせていただきますことを検討いたしました。これは、単独で事業遂行することができない場合に、複数の事業者が一つのグループとして結成され、入札に参加していただくと。こういったものを前提とした参加資格を、1つ新たに加えました。入札参加グループの入札参加資格については、グループ員は、その全ての要件を満たしていること、いずれの事業者も上記の資格を有していること、それを前提として一つのグループとして参加していただくことを新たに設けました。

最後の仕様書20ページですけれども、「評価委員会」について、新たに記述を加えました。

特許庁は、本業務の実施状況の評価等を行うに当たって、本業務の実施状況について、

外部有識者を構成員とする評価委員会へ報告を行うということを書かせていただきました。

以上が文字商標の識別力調査に関する実施要項のポイントであります。

それから、これについては、10月2日から11月2日（1カ月間）パブリックコメントに付しましたところ、これについての意見はございませんでした。

以上が、「識別力等調査」に関する御説明であります。

続いて、図形のほうも行ってよろしゅうございますか。

Dの資料でございます。「商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）」に関する実施要項（案）であります。

仕様書1ページ目、おさらいでございますけれども、どういう事業かということの説明ですけれども、先ほどは文字の商標でありましたけれども、今度は図形の商標、いわゆるロゴマークのようなものです。図形商標の先行絞り込み。これはどういうことをするかというと、既に相当数の登録商標や先に出願されている図形商標がございます。出願されている図形商標が、既に先に登録になっていたり、先に出願されていたりする商標と似ているものについては登録を認めることはできませんので、その先行商標との比較といたしますか照らし合わせをしていただく。それが図形商標の先行絞り込み調査というものであります。

これについては、ウィーン分類という国際的に活用されている図形の分類がございまして、大概念で、例えば天体とか動物とか人間とか、あるいはアルファベット文字とか、大きな概念を作って、その下に例えば天体ですと月とか土星とか太陽とか中概念を作って、さらに、その下に幾つかの要素を付加するとか、そういった記号をつけて、その記号が共通するものをヒットさせるという非常にテクニカルなサーチの仕組みですけれども、これを外注機関にやっていただくというものであります。

主な変更点について御説明しますと、まず仕様書2ページです。平成29年1月4日以降、この媒体の変更も先ほど申し上げましたとおり、平成29年特許庁で予定しているシステム更改に関連した変更のことを言及しております。

次のポイントは仕様書5ページにまいります。

仕様書5ページで、「調査対象案件の選定」とありますが、ここでは、こういったものを調査対象とするか、あるいは調査不要とするかということを書いてございます。イ.の部分、この文章がちょっとわかりにくいかもしれませんが、これも先ほど申し上げました、今般新たに法改正をして、色彩のみの商標、今までは文字や図形に色がついているものは従来の商標として扱っておりましたが、今年の4月から色彩だけ、いわゆる輪郭がない色彩とでも申しましょうか、例えばセブンイレブンの店頭の看板にある3列の色ですね。あれは別に外枠があるものではなくて、ただ色が、3つの色になっている。ローソンもそうです。それから、例えばティファニーの包装箱とか包み紙の色、いわゆるティファニーブルーというもの。あれも別に外形があるわけではなくて、一面の一つの色と。そういった色だけに特徴のあるものも商標として認め、権利化を可能にする。そういう制度を導入い

たしましたので、そういったものも、いわゆるここで「色彩が要部となり得る商標」、あるいは「色彩のみからなる商標」を除くものが「調査不要案件」と書いてありますので、二重否定になりまして、「色彩のみからなる商標」についても調査していただくというものがここで言っているところでもあります。具体的な調査方法も、それにリンクした書きぶりにしております。

具体的にどういったものを調査していただくかといったところについては、仕様書別紙6-2で実際の運用のマニュアルを書いております。ここは一つのポイントであります。

それから、仕様書7ページにもう一つございます。これも色彩の商標に関係するものです。この、ル. ですが、「1商標につき、図形要素に識別力を有する云々」とありますが、済みません。数字の「1」は、ちょっとワープロの誤りでありまして、「位置」でございます。「ポジション」という意味の「位置」であります。「位置の商標」についても法改正で新たに導入した一つの類型でありまして。これも若干説明しますと、特定の商品の特定の位置に特定の、例えばアディダスの靴の脇に3本の線があるとか、あるいは、筆記具のこのヘッドの部分が特定の色とか、特定の印がついているとか、商品の特定の部分に特定の記号がある。そこに商標としての識別力があるというものであれば、これも商標として認めるという法改正をしました。そういった「位置の商標」について、例えば特定の位置に色をつけているというものをクレームするような商標については、それも調査の対象にするということでありまして。そういった「色の商標」とか「位置の商標」について、どういったものであるかというのをマーキングしてもらおうというのがここで書いてあるところでもあります。ちょっとテクニカルではありますが、要するに、新しい制度を導入するに当たって、この事業について少し調査していただく対象を広げたということでもあります。

次は仕様書9ページです。

これは納入していただく媒体の話で、これも先ほどの文字の商標と同じで、システム更改に関連した修正であります。

そして、仕様書9ページの下の方、②のニ. です。これは「前述ハ. の運用」。「ハ. の運用」というのは、早期審査の対象がありまして。商標出願は出願された順番に、順次、審査官がその案件を取得して審査をするのですが、中には、これがちょっと訴訟にかかわっているとか、他人からクレームを受けているとか、他人が何か使用しているので早く権利化して訴えたいと、そういう緊急性を要する案件については、そういった申請をしていただきますと、要件の審査をした上で、早期に、ほかのよりもファーストトラックでやるという仕組みがございまして。そういったものについては早急に審査をする必要がありますので、特注で外注機関に調査をしていただくという必要がございます。

前回の委員会のときに、これについて御説明して、1カ月当たりの50件の上限を少し減らしますと、そういう可能性について検討しますと申し上げたのですがけれども、27年度(今年度)前半の実績を見ますと、むしろ、こういった緊急案件が増えている。それから、図

形の審査、調査の重要性が増しているということで、この上限を減らすとか、なくすことは、むしろ、迅速、適切な審査には悪い影響を及ぼすおそれがあるのではないかとということで、これにつきましては、従来どおりの50件を上限に行うということで、この仕様は維持させていただきたいということでございます。

次は仕様書11ページになります。先ほどの文字の商標の識別力と同じで、入札参加グループでの入札を新たに設けるといふものであります。趣旨は先ほど申し上げたのと同じでございます。

最後になります。仕様書18ページ。これも文字のほうと同じでございます。評価委員会に関する書きぶりを加えたというものであります。

図形商標についても、パブリックコメントを今年の10月2日から11月2日まで1カ月間設けましたが、これについても意見はございませんでした。

以上、簡単ですけれども、それぞれ2つの事業についての実施要項（案）の変更点について御説明いたしました。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いします。

○石田専門委員 ここにかかっているわけですが、高度に専門的なので、他者が参入する可能性はあるのでしょうか。

○青木課長 この事業は何度か入札を繰り返してきましたけれども、ずっと1者でやっておりました。それは事実でございますが、確かに、非常に件数が多いのと専門的なのと、それから、特許庁の権利付与行為にかかわるものなので非常に正確性を求められるということで、これに応札できる事業者さんがなかなかいないというのもございますが、一方では、最近ですけれども、これまでは市場化テスト対象事業が3つありましたが、そのうちの1つは、複数の会社が入札に参加するようになったと。それから、私どもが特許庁で実施している別の外注事業についても、別の事業者が応札し実施している事業もございました。そういう意味では徐々にそういった新たな事業者さんが、特許庁の我々の商標の審査の外注業務に参入してきている傾向がございますので、今後はこういったものについても手を挙げてくれる事業者が出て来るのではないかと考えております。

○石田専門委員 そうすると、今まで入っていなかった方に来ていただきたい。では、今までどのぐらい経費がかかってきたのかということ公開することが大事になってくると思うのですけれども、今回は、両方とも、後ろから2枚目ぐらいをめくると、「従来の実施状況に関する情報の開示」がありますが、いずれも数字は全部、委託費、定額部分だけどんと出てきて、つまり、その者が幾らぐらい設備投資をして、その減価償却費は幾らなのかとか、人件費が常勤がどれぐらいで非常勤が幾らというところも全く見えないのですね。それから、図形のほうは、施設及び設備に「パソコン一式（18台）」と数が書いてあるのですけれども、文字のほうは何台使っているのかよくわからない。他者に本当に参

入してほしいということであれば、もうちょっとこの辺を御丁寧に開示されたほうがよいのではないかなと思いました。

○矢澤室長 それでは、私からお答えさせていただきます。

参入障壁にならないように、新規事業者に事業をもっとわかりやすくという御指摘だと思います。そちらについては、今、御指摘を受けましたので、我々もちょっと検討する必要があるのかなと思っています。ここに書いてあることは、普通の事業者の方であれば事業の規模を御理解いただけるのかなと我々のほうでは考えております。もう少し細かい情報を開示することについては、今のところは考えておりません。

○石田専門委員 結局、どうなのですか。このままで行くのですか。

○青木課長 具体的に、例えば何人が必要とか、機材として何台必要、そういったことも書いたほうがよろしいという御指摘ですか。

○石田専門委員 それと、上に「従来の実施に要した経費」で、人件費が分かれていて、減価償却費とかも分かれていきますから、一本にまとめるのではなくて、可能な範囲で結構ですけれども、そこで開示したけれども、来なかったというのだったら、仕方ないかなという気がしなくもないです。

あと、1点質問ですが、これは両方とも「従来の実施における目的の達成の程度」がありますが、サーチレポートの納入件数の「目標・計画」は、特許庁が出されるものですか。

目標値が結構動いている。特に、文字の商標のほうは、同じページの「従来の実施における目的の達成の程度」のところの「サーチレポートの納入件数」に「目標・計画」と「実績」値に分かれているのですが、この「目標・計画」値は結構動いているのですが、これは特許庁さんが策定されるものですか。

○青木課長 これは、実際にその年の商標登録出願が何件あるかということに依存しますので、大体12万件ぐらいがこれまでの傾向ですけれども、今年は出願が増えているとか、そういった出願が増えていって、その出願のうちで調査していただくものが何件かというのは年々異なりますので、そういうことが出てきているかと思います。

○石田専門委員 ですから、特許庁でそれを策定していますか。

○青木課長 年初に何件と決めることはできないということでもあります。

○石田専門委員 あくまでもこのぐらйдなということで、実績のほうかということですね。

○青木課長 そういうことです。

○石田専門委員 わかりました。

○古笛主査 この2件については、説明会とかには何者さんかいらっしやっているのでしょうか。

○青木課長 両方とも5者来ています。

○古笛主査 終了プロセスのものと同様に、こちらのほうもぜひ。

○青木課長 そうですね。そのところで、また、入札してくれる者が出てくるのではな

いかと思います。

○古笛主査 ほかにございませんか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 先ほど御指摘がございました経費の部分につきましては、特許庁と調整させていただきたいと思います。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものととして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思います。委員の先生方よろしいでしょうか。

（各委員了承）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、併せて、先ほどの情報開示の部分についても御報告させていただき、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

（特許庁③・傍聴者退室）